

第9回 受託販売素材入札案内

物件の展示場所 : 石狩森林管理署 当別 山元土場

入札開催の日時 : 令和8年10月22日(木) 10:50開始 11:00締切

入札場所 : 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番地
北海道森林管理局 3階 大会議室

主 催 : 北海道木材産業協同組合連合会
事務担当: 札幌地方木材協会
札幌市中央区北4条西5丁目1番地
TEL 011-251-3913 FAX 011-232-8405

《留意事項》

- ※ 本物件は持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。
入札物件一覧表の摘要欄に「間伐材」と記された物件について、「間伐材証明」を必要とする買受者は申し出願います。
また、「間伐材等由来の木質バイオマス証明」が必要な買受者は申し出願います。
- ※ 入札は次頁の入札規定に基づき行いますので、前もってご高覧を賜り、山元土場で販売物件を熟覧のうえ、精々ご奮発して入札くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。
なお、下記アドレスの北海道森林管理局ホームページに詳細が掲載されていますので、そちらも参考に願います。
<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>
- ※ 降雨時および降雨直後の搬出は見合わせるようお願いします。
なお、降雨時等の搬出によって道路の破損等があった場合は原状回復をお願いいたします。
道路状況によっては搬出に重機・鉄板等が必要になる場合もあります。
- ※ 山元土場林道入りロゲートはダイヤル錠により施錠してあることから、物件の確認及び搬出の際は事前に下記の森林管理署へ問い合わせのうえ入林し、出入りの都度施錠してください。
なお、平日以外の土・日・祝日の入林は、余裕を持って署に問い合わせのうえ入林願います。

石狩森林管理署

住所: 札幌市中央区宮の森3条7丁目70
電話: 011-622-5111
担当: 総括森林整備官 (有元)
主任森林整備官 (成澤)

特記事項

1. 販売物件の閲覧及びゲート番号について

販売物件の閲覧を希望される場合は、原則として閲覧希望日の2日前（休日を含まない）までに電話または下記メールアドレスへご連絡をお願いします。折り返しゲート番号を電話またはメールにてお知らせします。

h_ko_ishikari@maff.go.jp

2. 買受物件の搬出について

買受物件を搬出するときは、原則として、1週間前までに電話または上記メールアドレスあてにご連絡をお願いします。指定している搬出ルート以外の林道等を通行される場合も同様にご連絡をお願いします。

その際のゲート番号の取扱いについては、上記と同様に電話またはメールでお知らせしますので。買受者から搬出を予定している運送事業者へ周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

事前のご連絡がない場合、対応に時間をいただくことがあります。

また、連絡は不測の事態を除き基本的には買受者から連絡いただきますようお願いいたします。運送事業者から連絡があった場合には、念のため委託元等を確認させていただきます。委託元が確認できない場合は対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

3. 買受物件の搬出見合わせ等について

事業等により林道等を通行止めにする場合があります。

また、林道等が泥濘化した際には、搬出路の損傷を防ぐため搬出見合わせをお願いすることがあります。

4. 林道ゲートの施錠について

事故防止のため林道ゲートの施錠を徹底するようお願いします。

5. その他

北海道森林管理局では、スマートフォンにダウンロードしてご利用いただける国有林の森林地図をホームページで公開しています。事前にスマートフォンにダウンロードしていただくことで、通信圏外でも現在地を確認することができるため非常に便利です。入林の際にはご活用いただくことを推奨しています。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/rinpan_syouhan_zu.html

* スマートフォン操作方法については、ご契約の通信事業者のサポートセンターに問合せ下さい。

* ダウンロードする際には、別途通信料がかかります。Wi-Fi 環境でのダウンロードをおすすめします。

道木連素材 入札規定

1 入札方式

- (1) 投票入札方式とし、道木連の指定する入札書用紙を使用して、物件ごとに別葉として物件番号、入札金額など所定の事項を記入し入札してください。
- (2) 郵便入札の場合は、二重封筒の表に「郵便入札」と朱書し、数署応札される場合は、各署名を記入した封筒に入札書を入れてください。

10月21日(水) 17時まで必着するよう配達証明をもって、

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館3階
札幌地方木材協会気付

北海道木材産業協同組合連合会 あて郵送願います。

なお、指定期日までに到着しない場合は、無効札となりますのでご注意ください。

2 入札保証金

- (1) 免除します。ただし落札決定後、落札者が買受を取り消したときは、落札金額に消費税を加算した金額の5%を「違約金」として徴収します。
- (2) お買上いただいた代金請求後の買受け取消しは、認めないこととします。

3 入札価格

- (1) 入札価格は100円単位とし、端数がある場合は切り捨てとします。
- (2) 消費税10%は代金請求の際に、お買上げいただいた代金に加算しますので、入札に当たっては、消費税を含まない、一物件当たりの金額で入札願います。
- (3) 有効札の中の最高値をもって落札とし、最高値が複数、同額の場合は、抽選により決定します。
- (4) 開札の結果、最低販売価格に達する札がない場合は、原則として再入札を行います。

4 入札物件

入札物件の数量、長級、径級、品等は明細書どおりとし、異議の申立ては認めません。

5 代金の決済

- (1) お買上げいただいた代金の決済期限は、令和8年11月2日(月)とし、現金又は金融機関に保証された約束手形とします。
- (2) 約束手形の支払期日は、入札日から60日(令和8年12月20日(日))とし、約束手形の額面金額は、年利2.500%、期間50日の金利を含めた金額とします。
- (3) 約束手形の支払先は、
「〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 北海道木材産業協同組合連合会」とします。
- (4) お買い上げ代金の納入が決済期限を遅延したときは、遅延日数1日につき支払代金の11%(年率)を遅延金として徴収します。

6 物件の引渡

代金の納入が確認された後、又は約束手形の振出日以降に速やかに通知します。

7 搬出期限

令和8年12月31日(搬出を開始する際は事前に署の担当者に連絡してください)

8 その他

(1) 搬出期間を延長しようとする場合は、事前に連絡をすること。

また、その場合は、搬出延期料として当該延期期間1日につき、搬出延期物件に関わる販売代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。

(2) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

なお、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合、入札は無効とします。

(3) 入札参加資格は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け 林政政第338号 林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け 59林野経第156号 林野庁長官通知）に基づき指名停止を受け、林産物売り払いに係る競争参加資格の制限を受けていない者としします。

(4) 上記以外の事項については、道木連及び地元の商習慣によることとします。

9 取引銀行

(1) 北洋銀行 札幌駅南口支店 （普）0132529

(2) 北海道銀行 道庁支店 （普）0677847

(3) 大地みらい信用金庫 札幌支店 （普）0001352

口座名：北海道木材産業協同組合連合会

TEL：011-251-0683

10 関係書類の閲覧場所及び問い合わせ先

事務担当：札幌地方木材協会（担当：中川）
札幌市中央区北4条西5丁目1番地

TEL：011-251-3913

携帯：090-8637-0180

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴殿の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為をする者
- (2) 法的に責任を越えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

石狩森林管理署委託販売物件一覧表

No. 1

入札日 令和8年10月22日

物件 番号	所在地	桟 番 号	樹 材 種	本 数	材 積 (m ³)	m ³ 廻り	主 間 伐 別 材 径 級 換 算 率 搬 出 期 限	摘 要 欄	応 札 枚 数	開 札 結 果	
										二 番 札	一 番 札
203	当別町 当別	08-T4-3	カラ原料材	245	24.951	0.102	間伐材 2.40m 6 ~ 38 cm 令和8年12月31日				
204	当別町 当別	08-T4-4	低質材N (エゾマツ)	303	85.308	0.282	間伐材 3.65m 22 ~ 42 cm 令和8年12月31日				
205	当別町 当別	08-T4-5	低質材N (エゾマツ)	205	22.780	0.111	間伐材 3.65m 13 ~ 20 cm 令和8年12月31日				
合計				753	133.039						

*** 販売物件明細書 ***

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		203	08-10-001

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
当別山元	08- T4-3	当別事業地	カラ原料材	90	原料材	2.40	6 ~ 38	原料材	245	24.951	0.102		
							樹種	計	245	24.951	0.102		
							桧	計	245	24.951	0.102		
							評定番号	計	245	24.951	0.102		

*** 販売物件明細書 ***

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		204	08-10-002

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
当別山元	08- T4-4	当別事業地	低質材N	90	低質材	3.65	22 ~ 42	低質材	303	85.308	0.282		
							樹種	計	303	85.308	0.282		
							桧	計	303	85.308	0.282		
							評定番号	計	303	85.308	0.282		

*** 販売物件明細書 ***

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
		205	08-10-003

北海道森林管理局
石狩森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
当別山元	08- T4-5	当別事業地	低質材N	90	低質材	3.65	13 ~ 20	低質材	205	22.780	0.111		
							樹種	計	205	22.780	0.111		
							桧	計	205	22.780	0.111		
							評定番号	計	205	22.780	0.111		

入札番号	203	樺番号	T4-3
所在地	当別山元	樹種	カラ原材料
長級	径級	本数	材積
2.40	6	8	0.072
	7	2	0.024
	8	9	0.135
	9	5	0.095
	10	8	0.192
	11	14	0.406
	12	6	0.210
	13	14	0.574
	14	18	0.846
	16	19	1.159
	18	25	1.950
	20	17	1.632
	22	19	2.204
	24	24	3.312
	26	20	3.240
	28	8	1.504
	30	12	2.592
32	7	1.722	
34	4	1.108	
36	3	0.933	
38	3	1.041	
計		245	24.951

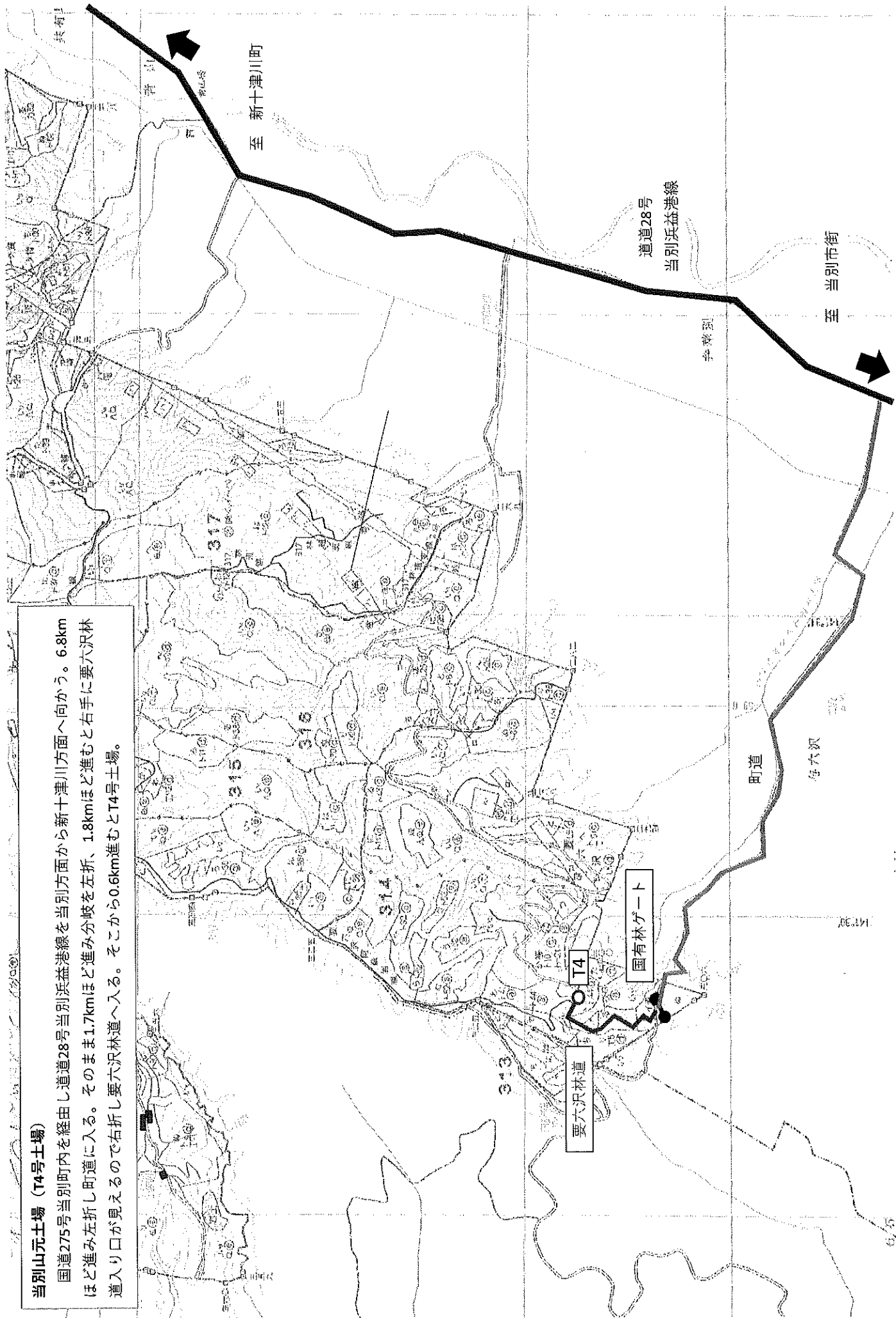
[illegible]

入札番号	205	槌番号	T4-5
所在地 長級	当別山元 径級	樹種 本数	低質材N 材積
3.65	13	4	0.248
	14	39	2.808
	16	44	4.092
	18	57	6.726
	20	61	8.906
計		205	22.780

[illegible][illegible][illegible]

当別山元土場 (T4号土場)

国道275号当別町内を經由し道道28号当別浜益港線を当別方面から新十津川方面へ向かう。6.8kmほど進み左折し町道に入る。そのまま1.7kmほど進み分岐を左折、1.8kmほど進むと右手に要六沢林道入り口が見えるので右折し要六沢林道へ入る。そこから0.6km進むとT4号土場。



【T4号土場】

